

## ■ REACH とは?

2007年6月1日にEUで発効したREACH(Registration, Evaluation, Authorisation, and Restriction of Chemicals)は、化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則です。

## ■ 登録

REACHでは、新規化学物質、既存化学物質に関わらず、(EU域内での)製造量・輸入量が年間1トン以上の化学物質は、原則としてEU域内での上市に際し有害性、用途等の情報の登録が必要となります。登録の義務があるのは、EU域内の製造業者と輸入業者ですが、日本から輸出する場合は、EU域内に唯一代理人を立てて、輸入業者の登録義務の代行を依頼できます。

既存化学物質(EINECS記載物質等)については「段階的導入」として、予備登録を行ったものは一定期間登録が猶予されていましたが、2018年5月31日をもって登録の猶予期限が終了しました。2018年6月1日以降ははじめにArticle 26によるInquiry(照会)を行い、登録物質を確定してから登録します。

## ■ 認可と高懸念物質(SVHC)への対応

REACHには、認可のプロセスがあります。認可プロセスの中において、まず、有害性に関して人や生物に非常に高い懸念があると判断される高懸念物質(SVHC)が認可対象の候補物質として特定されます。これらの認可対象候補物質のうち、REACH規則付属書XIVに収載された認可対象物質は、原則として使用禁止となり、引き続き使用したい場合は用途ごとに認可申請を行う必要があります。当局からSVHCとして特定された時点から、情報伝達等の義務が発生するため、注意が必要です。[SVHCリストについてはこちらをご覧ください。](#)

## ■ 制限

REACHでは、人や環境に対し容認し難い影響がある物質については、製造、使用等が制限されます。これらの制限物質はREACH規則付属書XVIIIに列挙されており、具体的には、塩化ビニルモノマーのエアロゾル噴射剤としての使用禁止や、ベンゼンに対する特定の工業プロセスを除いての0.1%以上での使用禁止などがあります。

## ■ 情報伝達

REACHでは、化学品を安全に使用するために必要な情報の伝達も重要な要素となっています。具体的には、EUの分類基準(CLP規則)に従い危険有害性として分類される物質および混合物(調剤)の製造・輸入者は、これらの安全性データシート(SDS)を川下使用者に提供する義務があります。また、製品中に高懸念物質(SVHC)が0.1%を超える濃度で含まれる場合、こうしたSVHCに関する情報を、川下使用者や、(要求があった場合)消費者へ提供する義務があります。

お問い合わせ先: 安全性評価技術研究所 評価事業部  
お問い合わせは[こちら](#)からどうぞ